

京都市みどり管理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第104号

京都市みどり管理事務所規則の一部を改正する規則

京都市みどり管理事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「所長」を「所長
次長」に改める。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 次長は、所長を補佐する。

第4条本文中「ときは」の右に「、次長がその職務を代理し、次長に事故があるときは」を加え、同条ただし書中「場合は」の右に「、次長に事故があるときは」を加える。

第5条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「文化市民局」の右に「及び保健福祉局」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号中「(大規模改修工事を除く。)」を削り、「文化市民局」の右に「及び保健福祉局」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 公園及び緑地の新設及び大規模改修工事に関すること。ただし、みどり政策推進室の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)